

大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準 新旧対照表

新	旧
第１ （略） 第２ 各種学校の設置認可 １ 設置者等 第１の１、２、３ただし書、<u>５、６、８及び９</u>を準用する。この場合、「専修学校」は「各種学校」と、「設置基準」は「規程」と読み替える。 ２ （略） <u>３ 資産等</u> <u>（１） 第１の７を準用する。この場合、「専修学校」は「各種学校」と、「設置基準」は「規程」と読み替える。</u> <u>（２） 第１の７（１）にかかわらず、就学者の年齢層が概ね幼稚園から高等学校までの就学年齢に相当する外国人児童・生徒を対象とした新たに本府で認可を受ける外国人学校であり、本国政府又は教育課程を評価する公的機関等から、教育を行う施設としての認可等を受け、その内容を遵守した教育が実施され、次のいずれの条件も満たす場合は、国、地方公共団体等の財産以外の土地及び建物を借用して校地及び校舎とすることができる。</u> <u>ア 第１の７（１）アからウのいずれの条件も満たすこと。</u> <u>イ 各種学校と他の施設とを複合化した建物において、当該建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。</u> <u>（ア） 第１の７（２）ア、イ及びオのいずれの条件も満たすこと。</u>	第１ （略） 第２ 各種学校の設置認可 １ 設置者等 第１の１、２、３ただし書及び<u>５から９まで</u>を準用する。この場合、「専修学校」は「各種学校」と、「設置基準」は「規程」と読み替える（<u>各種学校の収容定員に係る学則の変更認可において同じ。</u>）。 ２ （略）

<u>(イ) 建物を区分使用する他の施設は、教育上、保健衛生上及び社会通念上、各種学校教育に支障を及ぼさないものと認められ、かつ、この条件が将来的にも担保される取決め等があること。</u> <u>ウ 次のいずれかの条件を満たすこと。なお、複数の修業年限がある場合は、最長の修業年限とする。</u> <u>(ア) 修業年限に相当する期間の経常的経費を預金等容易に換価可能な資産として有していること。</u> <u>(イ) 修業年限以上の学校運営の実績があり、修業年限分の授業料や入学金等の経常的収入で、修業年限分の経常的支出の均衡が保たれていることが確認できた場合、修業年限分の2分の1に相当する期間の資産を保有すること。</u> <u>エ ウの条件が将来的にも担保される確約（寄附行為への規定等）があること。</u>	
第3 (略)	第3 (略)
第4 各種学校の収容定員に係る学則の変更認可 第1の3ただし書、<u>5、6、8及び9並びに第2の3</u>を準用する。<u>この場合、「専修学校」は「各種学校」と、「設置基準」は「規程」と読み替える。</u>	第4 各種学校の収容定員に係る学則の変更認可 第1の3ただし書<u>及び5から9まで</u>を準用する。
第5 (略)	第5 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)

附 則 （略） 附 則 （略） <u>附 則</u> <u>1 この基準は、令和 8 年 7 月 28 日から施行する。</u> <u>2 この基準は、施行日以後、新たに申請される各種学校の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。ただし、この基準の施行日前に設置されている各種学校については、なお従前の例による。</u>	附 則 （略） 附 則 （略）
---	-------------------------------